

氏名	目黒 茜
学位の種類	博士（社会学）
学位記番号	博 甲 第 10499 号
学位授与年月日	令和 4 年 7 月 31 日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	近代「女医」の歴史社会学的研究－竹内茂代と「女の健康運動」の萌芽－

主査	筑波大学	教授	博士（社会学）	奥山 敏雄
副査	筑波大学	教授	博士（人間科学）	土井 隆義
副査	筑波大学	講師		葛山 泰央
副査	早稲田大学	教授	博士（社会情報学）	野上 元

論文の要旨

本論文は、女性医師として様々な社会活動を行った竹内茂代の足跡をたどりながら、それが内包する「社会的なもの」を焦点として近代日本における「女の健康運動」の誕生を論じようとする歴史社会学的研究である。ここで「社会的なもの」とは、近代社会を捉えるためにフランスのジャック・ドンズロが唱えた、公的な領域と私的な領域が混じり合う雑種的な領域である。

ドンズロの議論によれば、個人の健康は、私的なものでありつつ、しかし流行病・伝染病に際しては、公的なものでもある。特に私的な領域（個人や家族）と公的な領域（医学や国家）が出会う公衆衛生の普及においては、母親と医師とが手を結び、そこに「社会的なもの」が見いだされることになる。これに対し本論文は、両者に代えて女性の身体と医学を併せ持つ「女医」に注目する。

竹内茂代は、東京女医学校の第1期卒業生であり、附属病院や開業した医院での勤務、婦人雑誌での性病・性生活についての啓蒙活動、「女の身体」を主題とした博士論文の執筆、花柳病予防法改正運動への参加、女性初の衆議院議員としての政治活動などの経歴がある。そこで本論文は、女の身体と健康をめぐる活動を駆け抜けた竹内の人生を追うことで、近代日本における「社会的なもの」を明らかにしようとする。

本論文の構成は、以下の通りである。

序章 近代「女医」への歴史社会学的な問い

第1章 竹内茂代のあゆみ

第2章 個人衛生としての結婚衛生——婦人雑誌における啓蒙実践

第3章 ジェンダー化される「女の身体」の再編——博士論文『日本女子の体質に関する研究』（1933）

第4章 公衆衛生としての花柳病問題——花柳病予防法改正運動において果たした役割

第5章 保健衛生をめぐる政策立案——女性初衆議院議員としての取り組み

終章 竹内茂代の「女の健康運動」——「社会的なもの」を問う存在として

まず序章では、ジェンダーの歴史社会学、とりわけ女性専門職としての近代女医、およびその社会運動との

関係をめぐる歴史社会的な先行研究の検討、および問いと分析視角の明確化が図られる。先行研究では、医学史における女性の地位の弱さといった問題のなかで、女性医師たちが「女医」というレッテルを引き受けつつ逆にそれをアイデンティティ構築の戦略として利用して自立していったこと、また「女の身体」の固有性を発見し「女の健康運動」へと繋げていったことが明らかにされる。こうした海外での研究の展開に比べ、近代日本の女医研究はまだ少ないとされる。また分析視角としては、竹内茂代という社会運動の担い手としての専門家を歴史社会的に検討するために「フィールドとしての個人」という視角を採ることが論じられる。

第1章では、竹内茂代が生まれ育った環境、東京女医学校入学、その背景となる女子医学専門教育の誕生と発展が論じられる。竹内が卒業した1900年代において女医の割合は医師の0.2~0.7%だったことが示される。

第2章では、読者を中流家庭の主婦とする大正・昭和初期の婦人雑誌における竹内の科学的啓蒙活動が論じられる。そこで竹内は自身が女性であることを示しながら子供の性、家庭婦人の性生活、女性の生理現象・婦人病への対処法などについての啓蒙活動を精力的に行い、私的なものとして秘匿されがちな「女の身体」を公的に論じることを可能にする役割を果たしたことが明らかにされる。

第3章では、竹内の学位論文『日本女子の体質に関する研究』（1933年）が検討される。その内容は、12~86歳の女性の詳細な身体測定とその国際比較、その特徴の原因の推定、体位向上の方策などであった。ここで竹内は優生学や国家政策に接近したが、同時にこれは、女性の身体を女性自身の主体的な活動によって改善してゆく対象とみなすことにも繋がったと論じられる。

第4章では、花柳病予防法改正運動において竹内が果たした役割が検討される。竹内によって、男性が家庭婦人に性病を感染させる危険性がある花柳病を防ぐため、男性にのみ性的自由を認める公娼制度の廃止、貞操遵守における男女平等が主張され、廃娼を目指す運動は医学的な観点からも補完されたと述べられる。その背景には国民の健康増進を図る1930年代後半の総力戦体制があったと本論文は指摘する。

第5章では、敗戦後の選挙によって女性初の衆議院議員の一人となった竹内茂代による保健衛生政策の取り組みが検討される。竹内には女性議員をまとめる役割を期待されたが、超党派の議員たちをまとめるのは簡単ではなく、むしろ医学者として科学的な論拠に根ざした法案に関わるようになっていったことが示される。竹内によって手がけられた女性専門家による「社会的なもの」への関与は、例えば（政治家ではないものの）労働省婦人少年局初代局長の山川菊栄のような存在へと引き継がれていったと本論文は述べる。

終章では、竹内茂代の生涯をどのように歴史社会的に捉えるべきかが再検討され、竹内の存在を「翻訳者」として捉えることが提案されている。すわなち第一に、当事者としての女性でありかつ医学の専門家であることを生かしながら「女の健康運動」に繋がる実践の領域を切り拓いたこと、第二に、多くの子女の診療経験が生かされ家庭における公衆衛生の担い手である母や妻たちに科学的知識を婦人雑誌で啓蒙したこと、第三に、竹内の博士論文が「女の身体」を「病の器」ではなく健康を女性自身が主体的に創り上げてゆく対象と位置づけたこと、そして第四に、花柳病予防法改正運動において廃娼運動が持つ政治的な意味と花柳病予防の医学的な意味とのあいだの溝を架橋したことである。これによって廃娼運動は性愛をめぐる私的な領域だけでなく、公的な領域における男女平等に結びつく運動になったと本論文は結論づける。

こうした竹内は「翻訳者」としてだけではなく、‘opportunist’としても捉えることができるという。「日和見主義者」という意味では、彼女は国家や戦時体制、優生思想に乗じたことになる。だとすると「女の健康運動」には、その萌芽期においてさえ、男性身体との差異を極小化し男女の完全な平等を目指す「リベラル・フェミニズム」と、「産む身体」としての身体的性差を高く評価する「ラディカル・フェミニズム」に区分されるような運動の分裂がみられるという。だが一方で、その「機会利用者」という意味においては、そのどちらでもある「女の身体」の両義性を明らかにした竹内の活動は高く評価できるとして本論文は締めくくられる。

審査の要旨

1 批評

本論文は、女性専門職の「誕生」とその意味をめぐる歴史社会学的研究として高く評価できる労作である。もちろん近代初期における女性医師（「女医」）の誕生はある程度の蓄積がある研究テーマであり、また社会衛生や性感染症対策の社会史的研究にも分厚い蓄積がある。そうしたなか本論文が高く評価されるのは、両研究群の問題意識を結びつけ、「社会的なもの」という歴史社会学的な視点を通じ、一貫してこれを一人の「女医」の活動・運動に重ね合わせて論じきったところにある。それゆえ本論文は、竹内茂代のたんなる評伝ではなく、本格的な社会学的論考であると評価することができる。

女性専門職の歴史社会学的研究としては、その弱い立場や「女らしさ」への押しつけなどの性差別に抗し、困難を経てその地位を獲得していった、という筋をたどるものが少なくない。しかし本論文が特徴的なのは、むしろ「女医」が専門的知識を持ちつつ当事者であることを積極的に用いて立場構築をしていったという指摘にある。いわば女性専門職の誕生における「困難－達成」モデルではなく「機会利用」モデルであり、その対象として見いだされた領域が、性感染症問題を經由した「女の身体」であり「女の健康運動」であった。

これらはまさに、個人的なものが私的なままであり続けることが許されない「社会的なもの」、あるいは逆から見れば国家が私的な領域に介入しようとするさいに經由しなければならない「社会的なもの」である。女性医師である竹内がこの雑種的な領域において「翻訳者」となったと主張する本論文は、母親・家族領域に着目したドンズロの視点を踏まえつつ、さらに本質的な分析対象を発見したと評価できる。

つまり本論文は、女性専門職としての女医の「誕生」、そして「女の健康運動」の萌芽期を論じながら、その誕生物語に終始せず、身体に関わる個人の自由と公共的な利益の齟齬や両立、そして何よりも女性の平等や自由について検討するという理論的射程を持っているものだといえる。近代日本に関する歴史社会学における事例研究および理論研究の両方において、大きなインパクトを与える達成だといえるだろう。

本論文は「女の健康運動」の萌芽期に焦点が当てられているため、機会主義という竹内の戦略と「女の健康運動」とのズレについての考察がやや不十分であることは否めない。しかし、政界引退後の竹内やその後の「女医」の活動や運動について歴史社会学的な研究が接続されていくことにより、本論文は現代のジェンダー論やフェミニズム研究に寄与しうる科学と社会を繋ぐ社会運動論への展開可能性を持つものであり、その点からも本論文の意義は大きい。

2 最終試験

令和4年5月18日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（社会学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。